



連絡先：〒445-0853

愛知県西尾市桜木町3-51-3 林ビル2階

電話：0563-53-0220 F A X：0563-53-0222

e-mail：inoue@aisan-law.jp

あいさん事務所便り

いよいよ民法（債権法）の改正！

◆施行は今月から

2020年4月1日から、民法の契約に関する部分である債権法が変わります。民法制定以来120年間の社会経済の変化に対応するものです。

◆重大なルール改正が目白押し

債権法の改正は多岐にわたっております。たとえば、「保証人の保護」「約款を用いた取引」「法定利率」「消滅時効」などです。

今回は、全民法のなかでももっとも大きな改正であり、実務への影響も強い「保証人の保護」を取り上げます。

極度額（限度額）の定めのない個人根保証は無効に！

◆個人根保証とは

根保証とは、決まった金額を保証するのではなく、決まっていない不特定の金額を保証するものです。

たとえば、継続的な取引の保証、賃料の保証、従業員・施設入所者の身元保証などがこの根保証に当たります。これらは、保証契約を結んだ時点では、最終的にいくらになるのか不特定だからです。

そして、個人根保証は、法人ではなく個人がする根保証契約のことです。

◆旧民法のルール

個人根保証は、旧民法では、保証の限度額である極度額を定めなくても有効でした。個人の根保証人は、旧民法のルールでは、無限の責任を負うことになっていたのです。

◆新民法のルール

旧民法のルールではあまりに保証人がかわいそうなので、新民法では、極度額を書面等で定めていないと、個人根保証の契約自体が無効にされることとなりました。

保証契約が無効になると、当然、保証人に対しては支払を求めることができません。そのため、債権者において、極度額を明記するといった対応が不可欠となります。

契約書の条項例としては、たとえば、「第〇条 連帯保証人は、原契約に基づき主債務者が本債権者に対して負担する一切の債務について、**極度額を〇〇円として、主債務者と連帯して保証する。**」などとする必要があります。

◆極度額はいくらが良いか？

「極度額はいくらに設定すれば良いですか？」としばしば相談されますが、これは非常に悩ましい問題です。もちろん、低すぎる極度額では、骨を折って保証を取った意味がありません。

一方で、合理的な理由もないのに、「極度額100億円」とものすごい高い金額を設定したら、極度額の定め自体が違法無効となりかねません。そもそも、「極度額100億円」と書いてあったら、保証人の心理的な抵抗が強まって、契約書にサインをしてもらえないでしょう。

極度額の定め方は、法律というより経営判断の領域の問題です。賃料の保証にしても、従業員・施設入所者の身元保証にしても、過去の債務不履行や未収金・損害金のデータを調べ、その最大値を極度額とすることが合理的と考えられます。

この場合も、極度額を「賃料の半年分」とか「給料の1年分」と記載するのは危険です。なぜなら、それでは極度額が明確に特定されているとは言えず、無効となるからです。極度額は「〇〇円」と明瞭に定めなければなりません。

新民法のルールは、施行日である4月1日以降に締結された保証契約から適用されますので、いまいちど契約書等の書式チェックが大切です。

今こそ身元保証書の見直しを！

◆身元保証書の役割～金銭賠償機能

春は採用の季節ですので、採用の際に取り付けられることが多い身元保証書について、詳しく見ていきましょう。

身元保証書とは、従業員が会社に対し損害を与えた場合にその損害を賠償することを身元保証人に誓約してもらう書面です。採用した従業員が会社に損害を与える事態になったときに重要な役割を果たします。

新民法の個人根保証ルールで無効にされないよう、身元保証書の取付けの際は、必ず極度額を定めるようにしましょう。

ただ、極度額の定めがあると、身元保証人がサインをためらうかもしれません。このような心理的ハードルがある場合は、「今までの民法では無限責任だった保証が、限度額が設定されたからですよ。」と、極度額の意味を説明し安心させてあげることも大切です。

◆身元保証人の責任・損害額の制限

もっとも、しっかりと極度額を定めた身元保

証書を取っていても、必ずしも極度額の範囲で損害全部の責任を身元保証人が負うわけではないことには注意が必要です。身元保証人の責任は「身元保証ニ関スル法律」により限定されており、企業の監督体制の問題等も考慮されるため、身元保証人の責任が認められるのは、実損害の一部(2~4割)であることが多いからです。

◆もう一つの重要な役割～人物保証機能

身元保証人の責任は制限されているため、最近では、身元保証書の提出を求める企業は減少しているようです。

しかし、身元保証書には、お金の話だけではない、もう一つ重要な機能があります。それは、従業員としての適格性を第三者が保証するという人物保証機能です。

近年増加傾向にあるメンタルヘルスに問題のある従業員への対応の観点からは、この人物保証機能は極めて重要です。なぜなら、身元保証人が、従業員の問題行動の際のキーパーソンとして、連絡調整や仲介の役割を果たすことが期待できるからです。

今回の民法改正を契機として、もう一度、身元保証書の文言と役割を見直していただけたらと思います。

～当事務所よりひと言～

今回は、新民法の個人根保証ルールと身元保証書の見直しを取り上げました。

身元保証書については、就業規則に提出義務を規定すること等で、不提出を理由として解雇ができる場合もあります。また、規程面の整備だけでなく、身元保証人に実印を押させ、印鑑証明書を提出させるなどの運用面も重要です。

新型コロナウイルス対策でてんやわんやの毎日ですが、刻一刻と法改正は進んでいます。

思わぬところで法改正に足をすくわれぬように、取引の基本法である民法改正にも目配りをし、労務管理上のリスクマネジメント対応をして参ります。